

議第 118 号

下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 67 号）の施行に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （１） （略） （２） 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項 （３）・（４） （略） 2 （略）	（特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （１） （略） （２） 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項 （３）・（４） （略） 2 （略）
（特別利用保育の基準） 第35条 （略） 2 （略） 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6	（特別利用保育の基準） 第35条 （略） 2 （略） 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6

改正後	改正前
条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第２号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号ロ①中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号ロ②中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。 （特別利用教育の基準） 第36条 （略） 2 （略） 3 特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合に	条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第１号又は第２号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号ロ①中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号ロ②中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。 （特別利用教育の基準） 第36条 （略） 2 （略） 3 特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合に

改 正 後	改 正 前
において、<u>第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」</u>とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」 と、<u>「利用の申込みに係る法第19条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第 2 項中「法第27条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第28条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号ロ①中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」 と、同号ロ②中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。</u>	において、<u>第 6 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第19条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第 2 項中「法第27条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第28条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号ロ①中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」 と、同号ロ②中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 67 号）の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- （１） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 11 項を引用する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）において項ずれが生じるため、引用条文を改めます。

（第 15 条関係）

- （２） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の改正に伴い、引用条文を改めます。

（第 35 条、第 36 条関係）

- （３） この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）

